

公益財団法人静岡県舞台芸術センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県舞台芸術センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、演劇、舞踊等の舞台芸術に関し、その創造活動等を行うことにより、静岡県の芸術文化の振興を図り、もって香り高い文化の創出に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 舞台芸術の創造及び公演
- (2) 舞台芸術に関する人材の育成
- (3) 舞台芸術に関する活動の支援
- (4) 舞台芸術関係施設の管理運営
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければ

ばならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

- 2 評議員のうち1名を互選により評議員会会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則第２条第１項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人であつて、総務省設置法第４条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 芸術総監督の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (6) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも1週間前までに各評議員に対して通知しなければならない。
- 4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会会長が行うものとする。ただし、評議員会会長に事故があるときは、他の評議員がこれに当たる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 芸術総監督の解任

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 定款の変更

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員の中から、当該会議において選任された議事録署名人の2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会が別に定める選定基準に基づき、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、芸術局が所掌する業務を執行し、専務理事は、事務局が所掌する業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結

の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の一部免除)

第29条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条の規定により、理事及び監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 芸術総監督の推薦

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、他の理事がこれに

当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印する。ただし、第33条ただし書きに該当する場合は、出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

第8章 芸術総監督

(芸術総監督の設置)

第36条 この法人に芸術総監督を1名置く。

- 2 芸術総監督は、理事会が推薦し、評議員会において選任して、評議員会会長が委嘱する。
- 3 芸術総監督は、第3条の目的を達成するため、第43条に定める芸術局に関し、理事会の承認を経て、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 芸術局の事業の企画立案
 - (2) 芸術局の予算案の作成
 - (3) 芸術局の職員の人事案の作成
- 4 芸術総監督が次のいずれかに該当するときは、評議員の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、当該芸術総監督にあらかじめその旨を通知するとともに、解任の決議を行おうとする評議員会において決議する前に、当該芸術総監督に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 芸術総監督の職務の遂行がこの法人の目的に合致しないとき、又はこの法人の運営に支障をきたすと認められるとき。
 - (3) 職務上の義務違反その他芸術総監督としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 5 前各項に定めるもののほか、芸術総監督に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第9章 顧問

(顧問)

第37条 この法人に、任意の機関として、3名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議によって選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長から諮問された事項について参考意見を述べることを職務とする。
- 4 顧問は、この法人の業務執行の決定その他の権限を有しない。
- 5 顧問は、無報酬とする。

- 6 顧問の任期は、第26条第1項の規定を準用する。この場合において「理事」を「顧問」と読み替えるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第38条 この法人の目的及び事業に賛同してこの法人の活動を支援する個人及び団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 芸術局及び事務局

(芸術局)

第43条 この法人が行う舞台芸術の創造、舞台芸術に関する人材の育成等の芸術活動を行うため、芸術局を置く。

- 2 芸術局には、局長その他の職員を置く。
- 3 芸術局の職員は、副理事長が任免する。ただし、芸術局長については、理事長が任免する。
- 4 芸術局の組織及び所掌事務、職員の事務分掌、給与等に関し必要な事項については、副理事長が別に定める。ただし、芸術局長の給与に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(事務局)

第44条 この法人の芸術局が所掌する芸術活動以外の事務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局には、局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び所掌事務、職員の事務分掌、給与等に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長、副理事長及び専務理事は、次に掲げる者とする。

理事長	松井 純
副理事長	宮城 聡
専務理事	中沖 英敏
- 4 この定款は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この定款は、平成29年6月16日から施行する。
- 6 この定款は、令和4年4月1日から施行する。

事業 年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A019753
	至	令和8年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県舞台芸術センター

役員等名簿

1. 評議員 (公益財団法人の場合のみ)

フリガナ (姓/名)		氏名 (姓/名)		常勤 非常勤
オオシタ	ヨシユキ	太下	義之	非常勤
コウガ	マサアキ	甲賀	雅章	非常勤
イトウ	アツコ	伊藤	敦子	非常勤
タカダ	カズフミ	高田	和文	非常勤
ナカミチ	イクヨ	仲道	郁代	非常勤
イトウ	ヤスオ	伊藤	裕夫	非常勤
オオクボ	ミツオ	大久保	満男	非常勤
タキ	ヨウコ	瀧	容子	非常勤
スズキ	アキコ	鈴木	亜紀子	非常勤

2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ (姓/名)		氏名 (姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	外部 理事
ナカニシ	カツノリ	中西	勝則	非常勤	レ	
シライ	ヨシナオ	白井	嘉尚	非常勤		レ
スズキ	スミコ	鈴木	壽美子	非常勤		レ
ミヤギ	サトシ	宮城	聡	常勤		
イワセ	ワコ	岩瀬	話子	非常勤		レ
テラダ	セイコ	寺田	聖子	非常勤		レ
エザキ	カズアキ	江崎	和明	非常勤		レ
オオスガ	ノブアキ	大須賀	紳晃	非常勤		レ
イトウ	キミヤス	伊藤	公保	非常勤		レ
クサマ	ミチヨ	草間	路代	非常勤		レ
シブヤ	ヒロフミ	渋谷	浩史	常勤		
タカハシ	チヒロ	高橋	千広	非常勤		レ

3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ (姓/名)		氏名 (姓/名)		常勤 非常勤	外部 監事
ワタナベ	サトル	渡邊	悟	非常勤	レ
コナガヤ	ヒロシ	小長谷	洋	非常勤	レ

令和7年度事業報告

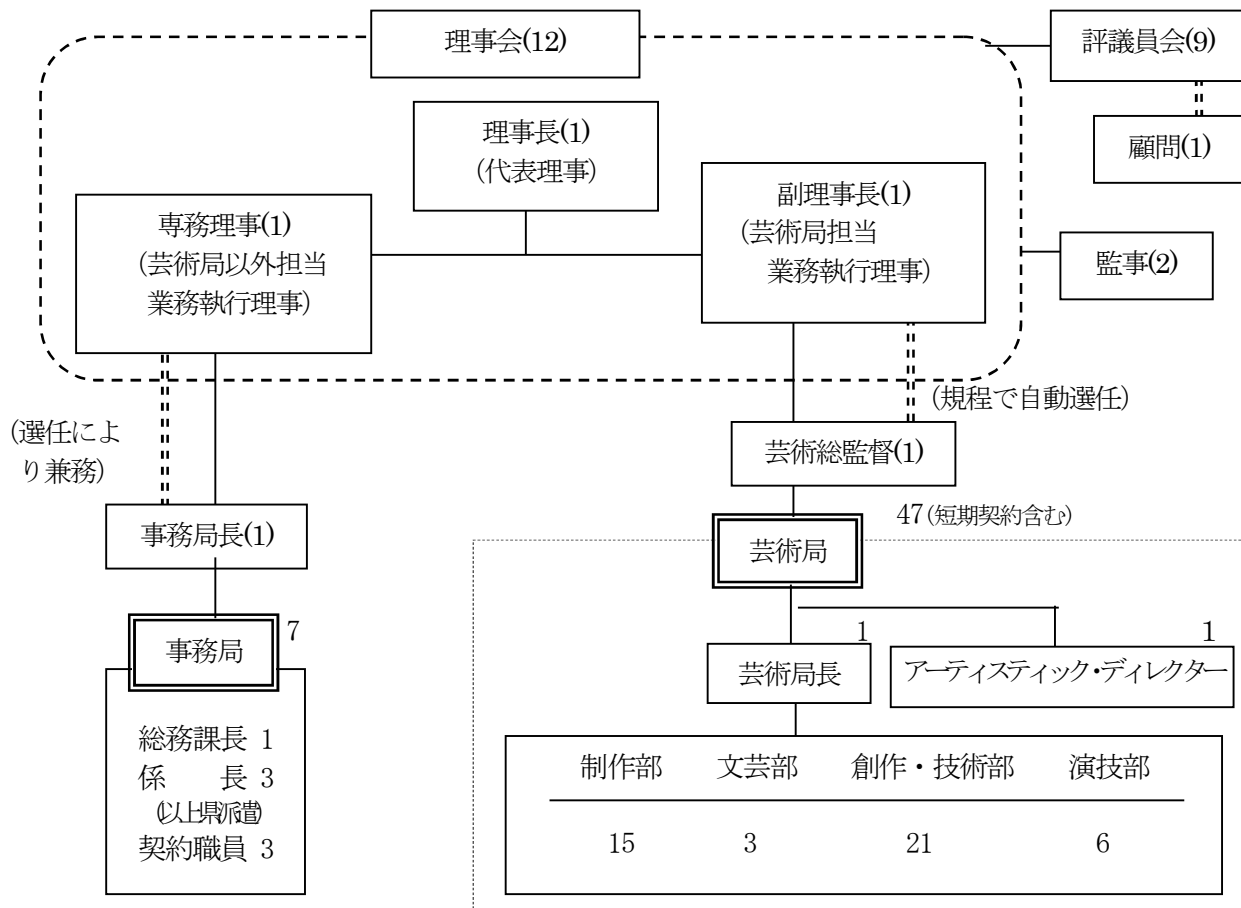
1 事務管理の概要

(1) 理事会等の開催状況

開催年月日	会議	主な内容	
令和7年4月18日	みなし決議に関する理事会	・評議員会の開催	・全ての理事から可決を得た。
令和7年4月28日	みなし決議に関する評議員会	・理事の選任	・全ての評議員から承認を得た。
令和7年5月23日	第1回理事会	・令和6年度事業報告 ・令和6年度決算報告 ・令和7年度定時評議員会の招集	・出席者全員が賛成し可決した。
令和7年6月9日	定時評議員会	・令和6年度決算報告 ・任期満了に伴う評議員、理事及び監事の選任	・出席者全員が賛成し、承認を得た。
令和7年6月26日	臨時理事会	・理事長、副理事長、専務理事の選任	・出席者全員が賛成し承認可決した。
		・顧問の選任	・出席者全員が賛成し可決した。
令和7年12月11日	第2回理事会	・令和7年度事業計画の変更 ・令和7年度収支予算の変更 ・令和7年度第2回評議員会の招集	・出席者全員が賛成し可決した。
令和7年12月24日	第2回評議員会	・令和7年度事業計画の変更 ・令和7年度収支予算の変更 ・公益財団法人静岡県舞台芸術センター職員給与規程の改正	・出席者全員が賛成し承認を得た。
令和8年3月10日	第3回理事会	・令和8年度事業計画 ・令和8年度収支予算 ・令和7年度第3回評議員会の招集	・出席者全員が賛成し可決した。
		・宮城副理事長兼芸術総監督との演出契約の締結	・宮城副理事長兼芸術総監督を除く出席者全員が賛成し可決した。
令和8年3月19日	第3回評議員会	・令和8年度事業計画 ・令和8年度収支予算	・出席者全員が賛成し承認を得た。

(2) 組織体制

令和7年度の事務局及び芸術局の組織は、下図のとおりである。(令和8年3月31日現在)



(3) 基本財産の状況

運用については、公債又は定期預金による確実な運用に努めた。

(単位：百万円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	22年度	23年度	24年度	25年度	令和元年度
基本財産の 造成・取崩	500	500	400	300	△50	△80	△70	△180	△100

※ 令和8年3月31日現在残高 12億2千万円

(4) 許認可及び登記の状況

年月日	内容
令和7年4月28日	理事の就任
令和7年5月9日	理事の辞任・就任の登記
令和7年6月9日	評議員の就任、理事の就任、監事の就任
令和7年8月13日	評議員の退任・重任の登記、理事の退任・重任の登記、監事の退任・重任の登記

2 事業の概要

(1) 基本方針

俳優、専門技術スタッフを擁する本格的な文化事業財団として、舞台芸術の創造と公演活動を行うとともに、優れた舞台芸術の紹介や舞台芸術家の育成を図り、もって国内外への積極的な情報発信に努め、静岡県の香り高い文化の創出に寄与する。

(2) 財団の事業

【公益事業】

舞台芸術の創造と公演活動や、優れた舞台芸術の紹介、舞台芸術に関する人材の育成、舞台芸術活動の支援を行うことで、芸術文化の振興を図り、静岡県を『演劇の都』とすることで、世界各国の文化との交流の促進や、優れた特徴ある静岡県の情報を国内外に発信する事業を実施した。

① 舞台芸術の創造と公演

国内外において、舞台芸術のオリジナル作品等の創造と公演を行うとともに、海外等からの招聘作品の公演を行った。

ア 県内公演

開催日・時期	区分	演目	公演数	鑑賞者数
4月26日 ～5月6日	SHIZUOKA せかい演 劇祭 2025 (i)	『<不可能>の限りで』 『ラクリマ、涙～オートクチュ ールの燦めき』 『叫び』 『マミ・ワタと大きな瓢箪』	10	1,947 人
4月29日、 5月2日～ 5月6日	ふじのくに野外芸 術フェスタ 2025 (※) (ii)	『ラーマーヤナ物語』	6	2,526 人
7月24日	TECH BEAT Shizuoka2025	『イナバとナバホの白兔(第3 部)』	1	178 人
8月2日、3日	KAAT との連携事業	『鏡の中の鏡』	2	226 人
10月1日 ～3月9日	S P A C秋のシー ズン(中高生舞台 芸術鑑賞事業)	『弱法師』	20 (14)	4,343 人 (3,378 人)
		『ハムレット』	24 (17)	4,507 人 (2,843 人)
		『ガリレオ～ENDLESS TURN～』	29 (21)	5,146 人 (3,746 人)
2月28日、 3月1日	—	『うなぎの回遊 Eel Migration』 ワーク・イン・プログレス	2	122 人
合 計			94 (52)	18,995 人 (9,967 人)

() は、中学生・高校生舞台芸術鑑賞事業の公演数で内数

(※) は、旧：ふじのくに野外芸術フェスタ実行委員会からの受託事業

(i) 「SHIZUOKA せかい演劇祭 2025」(詳細)(再掲)

静岡から世界に向けて演劇の魅力等を発信する国際的な舞台芸術の祭典「SHIZUOKA せかい演劇祭 2025」を開催した。

開催期間	令和7年4月26日(土)～5月6日(火・振休)
会場	静岡芸術劇場、舞台芸術公園、グランシップ
作品数	4作品
鑑賞者数	1,947人

〔作品一覧〕

作品	演出家・出演団体等	公演数	会場
『＜不可能＞の限りで』 (スイス)	作・演出：ティアゴ・ロドリゲス 製作：コメディ・ドウ・ジュネーヴ	4	静岡芸術劇場
『ラクリマ、涙～オート クチュールの燦めき』 (フランス)	作・演出：カロリース・ギエラ・グエン 製作：ストラスブール国立劇場	3	静岡芸術劇場
『叫び』 (日本)	作・構成・演出・出演：小島章司 製作：株式会社エストゥディオコジマ	1	グランシップ (中ホール)
『マミ・ワタと大きな瓢 箪』(フランス)	演出・振付・出演：メルラン・ニヤカム 製作：ラ・カルパスカンパニー	2	舞台芸術公園 (野外劇場)
合計		10	

・「SHIZUOKA せかい演劇祭 2026」の開催準備

令和8年度に開催する「SHIZUOKA せかい演劇祭 2026」の内容検討・広報等の諸準備を行った。

(ii) 「ふじのくに野外芸術フェスタ 2025」(詳細)(再掲)

野外芸術で静岡の魅力を発信し賑わいを創出することにより、国内外からの誘客や交流人口の拡大につなげていく、ふじのくに野外芸術フェスタ 2025 を実施した。(SHIZUOKA 野外芸術フェスタ実行委員会(旧：ふじのくに野外芸術フェスタ実行委員会)主催)

・静岡公演(駿府城公園(静岡市葵区))

開催期間	演目	出演団体等	公演数	鑑賞者数
4月29日、 5月3日～6日	『ラーマーヤナ物語』	演出：宮城聡 出演：SPAC	5	2,562人

・ストレンジシード

招聘団体に加え公募により選出された団体が、市内各所で演劇やダンス等のパフォーマンスを披露する「ストレンジシード」を実施した。

開催期間	内容	出演団体数	鑑賞者数	会場
5月3日～5日	演劇やダンス等のパフォーマンス	22	40,076人	駿府城公園内及びその 周辺市街地

○前記①ア県内公演のうち、県内出張公演

開催日	演目	会場	公演数	鑑賞者数
8月2日、3日	『鏡の中の鏡』	グランシップ中ホール	2	226人

1月28日～30日	『弱法師』	沼津市民文化センター (※)	4 (3)	721人 (508人)
2月4日～10日		浜北文化センター (※)	6 (5)	2,130人 (1,919人)
2月28日 3月1日	『うなぎの回遊 Eel Migration』 ワーク・イン・プログレス	浜松科学館みらいーら	2	122人
合計			14 (8)	3,199人 (2,427人)

() は、中学生・高校生舞台芸術鑑賞事業の公演数で内数

(※) は、「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業」(県委託) との共催

イ 県外出張公演

開催日	演目	会場	公演数	鑑賞者数
7月26日、27日	『鏡の中の鏡』	KAAT (横浜市)	2	344人
8月7日～11日 (12日は雨天中止)	『千一夜の森』	大阪・関西万博(静けさの森) (大阪市)	5	275人
12月18日	『伊豆の踊子』	昭和女子大学人見記念講堂 (東京都)	1	1,741人
合計			8	2,360人

ウ 海外公演

開催日	演目	会場	公演数	鑑賞者数
6月18日～21日	『王女メデシア』	コロネット劇場 (イギリス)	4	821人

エ その他

(ア) おはなし劇場

子育て世代の親子を対象に、絵本の読み聞かせとは違い、俳優の声と音楽でつくる物語の世界を創作し、演劇について理解を深めてもらう企画を県内各地で実施した。

開催日	演目	回数	参加者数	会場
6月30日～ 7月17日	『どうぞのいす』	6	736人	三島市内保育園他
7月26日		1	60人	かんなみ知恵の和館
9月3日		4	120人	静岡てんかん神経医療センター
11月1日		2	未集計	駿府匠宿 (※)
12月10日	『しんせつなともだち』	2	27人	静岡市子育て支援センター英和 (※)
合計		15	943人	

(※) は、「静岡市まちかどシアター事業」(静岡市委託)

(イ) インクルーシブシアター

障害や言葉の壁を越えて楽しむことができる作品を創作・上演し、年齢や障害の有無に関わらず楽しめる観劇機会を提供した。

開催日	演目	回数	鑑賞者数	会場
10月11日、12日	『ちかくにあるとおく ～鏡の国のアリスより～』	4	137人	大阪府茨木市クリエイトセンター
10月25日、26日	『ちかくにあるとおく ～鏡の国のアリスより～』	4	143人	静岡芸術劇場
10月6日～21日	『ちかくにあるとおく ～鏡の国のアリスより～』 学校訪問事業(※)	4	315人	菊川市立横地小学校、御殿場特別支援学校他
合計		12	595人	

(※) は、「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業」

(ウ) 公演関連企画

SPAC秋のシーズン作品において、作品をより理解し、深く感じられるような様々なイベント、ワークショップ等を実施した。

開催時期	内容	回数	参加者数	会場
10月～3月	感想シェア会、リーディングマラソン、星空観望会等	5	120人	静岡芸術劇場 舞台芸術公園

*参加者数は概数

(エ) お茶摘み体験

舞台芸術公園の茶畑を開放して、参加者とともに俳優やSPACのスタッフも参加してお茶摘み体験を実施した。(令和7年4月27日)

(オ) 各種トークイベント、ワークショップ等の実施

県内各地で、団体等からの依頼を受け、俳優やスタッフ等によるトークイベントやリーディングパフォーマンス、ワークショップなどを実施した。

(カ) 劇場外での出張劇場・朗読公演等の実施

自治体や地域団体等からの依頼を受け、県内各地域への出張劇場や朗読公演等を行った。会場では、SPACの活動紹介を合わせて実施した。

開催日	演目	回数	鑑賞者数	会場
10月3日	『泥と雪』	1	223人	専修大学(東京)
10月11日	『びしょくすきいと老婆』 (和食展開会式)	1	未集計	フェルケール博物館(静岡市)
10月27日	『人間失格 2025 序章』(※)	2	119人	浜松大平台高等学校
12月11日	『ジャングル・ブック』(※)	1	121人	静岡市立服織西小学校
12月18日	『ジャングル・ブック』(※)	1	45人	浜松特別支援学校磐田分校
合計		6	508人	

(※) は、「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業」

(キ)「私のあしながおじさんプロジェクト for Family 2025」の実施

県内のひとり親家庭支援及び就学援助を受けているご家庭に鑑賞チケットをプレゼントし、「親子で一緒に本格的な演劇作品を鑑賞する」という体験を届けるプロジェクトを、各地域の関係団体等の協力の下で実施した。

開催日	演目	鑑賞者数	会場
8月23日、24日	『ISSANBA～together as one～』	31名	静岡芸術劇場
11月9日、12月7日	『ハムレット』	6名	静岡芸術劇場
2月14日、3月7日	『ガリレオ～ENDLESS TURN～』	5名	静岡芸術劇場
3月1日	『うなぎの回遊 Eel Migration』 ワーク・イン・プログレス	2名	浜松科学館みらいーら
合計		44名	

(ク) ナイトタイムコンテンツ活用事業の実施

県からの委託を受け、舞台芸術公園を活用し、インバウンド客をはじめとする来園者に対して舞台芸術公園の新たな魅力を発信し、県有文化施設の周遊促進、SPAC 及び舞台芸術公園の認知向上を図るイベントを実施した。

開催日	演目	内容	来場者数	会場
9月6日、7日	『真夏の夜の夢の宴』	余興演劇、餅まき、カラオケ、占い等	410人	舞台芸術公園

(ケ) 鈴木忠志氏スペシャルトークの実施

財団設立30年の節目の年に、財団創設期に公共劇場の理念を提示した初代 SPAC 芸術総監督・鈴木忠志氏を迎え、舞台芸術の存在意義と可能性を改めて考えるスペシャルトークを実施した。

開催日	演題	来場者数	会場
1月17日	『舞台芸術の存在意義と可能性』	215人	静岡芸術劇場

② 舞台芸術に関する人材育成

ア SPAC演劇アカデミーの実施

高校生から23歳までの若者を対象とした1年制の演劇学校。5期生15人に対してSPACの俳優やスタッフ等がきめ細かな指導を行い、演劇を学んだ。具体的には、名作戯曲の上演に向けての稽古や、教養、英語、ライティングの学習等を行ったほか、成果発表会を実施した。

【成果発表会】

開催日	演目	鑑賞者数	会場
3月22日	『邯鄲』	244人	静岡芸術劇場

イ SPACシアタースクールの実施

夏休み期間中に、県内の中学1年生から高校3年生の生徒たちに、講義や実技、鑑賞を通じて、演劇の魅力をより深く体感してもらうことを目的としてシアタースクールを実施し、最終日にはその成果の発表会を行った。

【成果発表会】

開催日	演目	鑑賞者数	会場
8月16日、17日	『星の王子さま』	456人	静岡芸術劇場

ウ 「スパカンファン・プラス＝SPAC-ENFANTS-PLUS」の実施

フランスを拠点に国際的な活動を展開する振付家・ダンサーのメルラン・ニヤカム氏を迎え、オーディションで選ばれた静岡の中高生と 55 歳以上のメンバーとともに新しい舞台を創造するプロジェクトであるスパカンファン・プラスを実施した。

(※SPAC-ENFANTS＝フランス語でスパックの子どもたち)

開催日	演目	鑑賞者数	会場
8月23日、24日	『ISSAMBA～together as one～』	341人	静岡芸術劇場

エ 「すぱっくこども大会」の開催

子どもたちの感性あふれる表現力を育くむとともに、次世代の舞台芸術の担い手を育て応援するため、小学生を対象として、歌唱やその他様々な芸などを発表する「こども大会」を実施した。

開催日	内容	参加者数	入場者数	会場
3月14日、15日	歌唱、舞踊、演奏、その他様々な芸の発表	44人	177人	静岡芸術劇場

オ 「SPACシアターアーツ・ラウンジ」の開講

演劇後に、演劇の感想・批評をはじめ、政治・経済・文化・芸術など様々な切り口から討議・意見交換を行うアーティストトークを実施した。

開催日	演目	回数	参加者数	会場
10月4日、5日	『弱法師』	2	200人	静岡芸術劇場
11月9日、15日	『ハムレット』	2	350人	
1月18日、2月1日	『ガリレオ～ENDLESS TURN～』	2	290人	
合計		6	840人	

*参加者数は概数

カ バックステージツアーの実施

演劇後に、SPAC創作・技術部を中心に、舞台裏の案内を実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
10月19日	『弱法師』	1	35人	静岡芸術劇場
11月22日、23日	『ハムレット』	2	79人	
1月24日、25日、 2月14日、15日	『ガリレオ～ENDLESS TURN～』	4	154人	
合計		7	268人	

キ 「ストリートシアター グローバル人材育成プロジェクト"STRANGE Lab."」

ストリートシアターの創作・上演に加え、連続講座「ストリートシアターってなんだ？」ゼミを開催し、講座を通じてストリートシアターの見方を養うとともにストリートシアターの作劇術等を学んだ。

ク 海外からの教育研修等の受入れ

韓国・ソウルの演劇協会及び仏・パリのコンセルヴァトワールから学生を受け入れ、演劇アカデミーやSPACの俳優とトレーニング等を通して交流を図った。

開催期間	受入団体	受入数	会場
1月10日～12日	韓国・ソウル演劇協会	16人	舞台芸術公園
3月1日～7日	フランス・パリコンセルヴァトワール	33人	静岡芸術劇場

ケ 「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業（演劇）」の実施

静岡県からの委託を受け、県内における芸術文化の振興と裾野の拡大を目的とし、子どもたちが多様な文化と出会い、体験する機会を提供する各種プログラムを実施した。

(ア) 学校訪問プロジェクト（県委託の他、自主事業分も含む）

「ひらけ！パフォーミングアーツのとびら」と題し、県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブなどをSPACの俳優・スタッフが訪問し、子どもたちが演劇を体験する機会を提供した。

開催期間	内容	施設数	参加者数	会場
5月27日～ 12月18日	ワークショップ、ダンスプログラム、出前劇場 等	26	1,511人	県立田方農業高等学校、富士宮市立西富士中学校、静岡サレジオ小学校他

(イ) 出張公演（再掲）

地域の公共ホール等で中学校・高校・特別支援学校を対象とした出張公演を行い、遠隔地の子どもたちに本物の演劇に触れる機会を提供した。

開催日	演目	公演数	鑑賞者数	会場
1月30日	『弱法師』	1	313人	沼津市民文化センター
2月9日	『弱法師』	1	516人	浜松市浜北文化センター
合計		2	829人	

(ウ) インクルーシブシアター（再掲）

障害や言葉の壁を越えて楽しむことができる作品を創作・上演し、年齢や障害の有無に関わらず楽しめる観劇機会を提供した。

開催日	演目	回数	鑑賞者数	会場
10月6日～21日	『ちかくにあるとおく ～鏡の国のアリスより～』学校訪問事業	4	315人	菊川市立横地小学校、県立浜松視覚特別支援学校、御殿場特別支援学校、富士特別支援学校

(エ) すぱっくおやこ小学校

芸術に触れる体験機会の少ない小学生及びその保護者を対象とした親子向け講座を実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
6月21日、22日	算数、国語、体育などのレクチャー、ワークショップ	4	65人	長泉文化センター ベルフォーレ
7月5日、6日、12日、13日		8	126人	静岡芸術劇場 OTOWA FOOD HALL SHiiTO
8月9日、10日		4	55人	菊川市文化会館アエル
8月30日、31日		4	77人	浜北文化センター (※)
合計		20	323人	

(※) は、県と浜松市浜北文化センター（浜松市文化振興財団）との共催事業

③ 芸術に関する活動の支援

ア 「SPAC県民月間」の実施

県内を中心に、演劇やダンス、音楽等の舞台芸術活動を行っている団体を募集し、舞台芸術公園を使用しての自主的な創造・上演活動を支援した。

開催日	団体名	演目	公演数	鑑賞者数	会場
8月23日、24日	K's pro.	『醜い花-re Birth-』	2	494人	野外劇場「有度」
8月30日、31日	ミュウヤ	『THE FOREST Reborn』	2	368人	野外劇場「有度」
合計			4	862人	

イ 人材の派遣と技術支援

静岡県や県内市町、県内大学等へ委員・講師などとして派遣した。

主な派遣先	内容
静岡県	文化政策審議会 委員派遣
静岡県	ふじのくに子ども芸術大学実行委員会 委員派遣
静岡県	小・中・高校教員初任者研修 講師派遣
静岡県	「未来を切り拓く Dream 授業」 講師派遣
富士市	市民参加型野外舞台公演事業 講師派遣
静岡大学	「(現代) の芸術—文学・演劇・美術」 講師派遣
静岡県立大学	静岡県立大学×SPAC「コトバを感じる・動かすワークショップ：オノマトペのふしぎ」 講師派遣
静岡英和学院大学	集中講座「演劇論」 講師派遣
静岡文化芸術大学	「舞台運営論」 講師派遣
専修大学	演劇体験ワークショップ 講師派遣
静進情報高等専修学校	キャリアデザイン講師派遣
牧之原市立勝間田小学校	学校における文化芸術鑑賞体験事業 講師派遣
磐田市立東部小学校	音楽指導ワークショップ 講師派遣
三島市	先生のための創作・表現スキルアップ講座 講師派遣
株式会社生きる力	学童保育向け演劇ワークショップ 講師派遣
静岡県 BBS 連盟	コミュニケーション向上ワークショップ 講師派遣
協和医科器械株式会社	新入社員研修 講師派遣
スズキ株式会社	新任役員研修 講師派遣

ウ 舞台芸術に関する研究誌の発行

「SHIZUOKA せかい演劇祭」や「秋のシーズン」のテーマ等について、各界の専門家による対談や論考を掲載した研究誌「劇場文化」を発行した。

④ 舞台芸術公園の管理（県からの指定管理業務）

ア 舞台芸術公園の維持管理業務

指定管理業務の内容			
施設内警備	施設内清掃	空調設備保守点検	消防設備保守点検
電機設備保守点検	給水設備保守点検	汚水処理施設保守点検	舞台照明設備保守点検
舞台音響設備保守点検	舞台機構設備保守点検	植栽等園地管理	公園内施設の各種修繕
施設内警備	施設内清掃	空調設備保守点検	消防設備保守点検

イ 公園利活用の促進

舞台芸術公園の魅力向上及び舞台芸術への理解醸成を図るため、国内外の舞台芸術の歴史やSPACの歩み等を掲示する演劇ミュージアム「せかいの劇場ミニミュージアムてあとりん」を舞台芸術公園A棟内(カチカチ山)にて運営した。

(ア)「てあとりんデー！」の開催

舞台芸術公園と演劇ミュージアム「せかいの劇場ミニミュージアムてあとりん」を県民に楽しんでもらうため、「てあとりんデー！」を実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
7月12日	読書会、SPAC俳優のガイドによる 園内ツアー、ワークショップ等	1	37人	舞台芸術公園
9月6日		1	33人	
11月8日		1	32人	
2月21日		1	33人	
合計		4	135人	

⑤ 賛助会員及びSPACの会

ア 会員の状況（令和8年3月31日現在）

		人数及び団体数
賛助会員	個人	10人
	法人	41団体
寄附会員	個人	3人
	法人	3団体
SPACの会	個人	291人
	法人サポーターズクラブ	12団体

【収益事業】

① カフェ・物販事業の実施

舞台芸術への理解や知識を深めるとともに、SPACの活動に親しみを持ってもらうことを目的に、書籍やTシャツ等の販売、カフェの営業等を行った。

② 舞台芸術公園飲料自動販売機設置運用事業の実施

舞台芸術公園の利用者サービスの向上と当法人の収入確保に寄与するため、舞台芸術公園に飲料自動販売機を設置し運用した。

貸 借 対 照 表

令和 8年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	30,262,291	32,194,483	-1,932,192
未収金	51,172,110	48,566,630	2,605,480
前払金	567,123	618,237	-51,114
仮払金	200,000	200,000	0
棚卸資産	4,692,716	3,269,154	1,423,562
流動資産合計	86,894,240	84,848,504	2,045,736
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,210,052,400	1,218,583,200	-8,530,800
定期預金（基本財産）	11,899,871	11,899,871	0
基本財産合計	1,221,952,271	1,230,483,071	-8,530,800
(2) 特定資産			
中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産	20,000,000	40,000,000	-20,000,000
退職給付引当資産	4,736,000	4,404,000	332,000
賞与引当資産	2,403,000	2,229,000	174,000
特定資産合計	27,139,000	46,633,000	-19,494,000
(3) その他固定資産			
建物	509,707	707,266	-197,559
構築物	1,794,682	1,841,179	-46,497
車両運搬具	1,198,153	3,810,443	-2,612,290
工具器具備品	19,526,203	22,209,375	-2,683,172
機械装置	2	2	0
電話加入権	1,201,200	1,201,200	0
その他固定資産合計	24,229,947	29,769,465	-5,539,518
固定資産合計	1,273,321,218	1,306,885,536	-33,564,318
資産の部合計	1,360,215,458	1,391,734,040	-31,518,582
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	43,747,884	64,253,373	-20,505,489
前受金	3,621,800	3,143,600	478,200
預り金	2,413,778	2,754,635	-340,857
短期借入金	46,000,000	0	46,000,000
仮受金	67,242	175,655	-108,413
賞与引当金	2,403,000	2,229,000	174,000
流動負債合計	98,253,704	72,556,263	25,697,441
2 固定負債			
退職給付引当金	4,736,000	4,404,000	332,000
固定負債合計	4,736,000	4,404,000	332,000
負債の部合計	102,989,704	76,960,263	26,029,441
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
基本財産評価損益	1,952,271	10,483,071	-8,530,800
静岡県出捐金	1,240,000,000	1,260,000,000	-20,000,000
指定正味財産合計	1,241,952,271	1,270,483,071	-28,530,800
(うち基本財産への充当額)	(1,221,952,271)	(1,230,483,071)	(-8,530,800)
(うち特定資産への充当額)	(20,000,000)	(40,000,000)	(-20,000,000)
2 一般正味財産	15,273,483	44,290,706	-29,017,223
正味財産の部合計	1,257,225,754	1,314,773,777	-57,548,023
負債及び正味財産合計	1,360,215,458	1,391,734,040	-31,518,582

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,821,797	5,814,982	6,815
基本財産受取利息	5,821,797	5,814,982	6,815
特定資産運用益	105,177	29,877	75,300
特定資産受取利息	105,177	29,877	75,300
受取会費	9,612,000	9,342,500	269,500
受取会費	9,612,000	9,342,500	269,500
事業収益	72,854,077	46,399,355	26,454,722
入場料収益	19,664,880	13,630,480	6,034,400
出演料収益	30,555,295	21,700,000	8,855,295
参加料収益	1,311,900	1,208,400	103,500
協賛金収益	2,843,000	0	2,843,000
販売収益	1,791,206	648,800	1,142,406
その他の収益	865,209	932,130	-66,921
派遣収益	15,822,587	8,279,545	7,543,042
受取補助金等	477,091,241	485,852,200	-8,760,959
受取補助金	235,000,000	235,000,000	0
受取国庫補助金	0	43,627,000	-43,627,000
受取受託金	144,810,377	195,100,000	-50,289,623
受取民間助成金	97,280,864	12,125,200	85,155,664
受取負担金	3,294,459	4,507,957	-1,213,498
受取負担金	3,294,459	4,507,957	-1,213,498
受取寄付金	21,072,000	1,367,600	19,704,400
受取寄付金	1,072,000	1,367,600	-295,600
受取寄付金振替額	20,000,000	0	20,000,000
雑収益	1,185,659	1,952,727	-767,068
雑収益	1,185,659	1,952,727	-767,068
経常収益計	591,036,410	555,267,198	35,769,212
(2) 経常費用			
事業費	592,354,331	558,835,326	33,519,005
報酬	233,835,202	230,749,307	3,085,895
給料手当	29,226,795	28,655,226	571,569
賞与引当金繰入額	1,920,000	1,778,000	142,000
福利厚生費	5,206,094	5,328,575	-122,481
旅費交通費	25,958,542	23,769,998	2,188,544
通信運搬費	7,113,575	5,450,734	1,662,841
車両運搬具減価償却費	2,190,820	1,238,527	952,293
構築物減価償却費	46,497	52,162	-5,665
工具器具備品減価償却費	2,683,169	2,344,230	338,939
建物減価償却費	197,559	206,153	-8,594
消耗品費	11,796,622	10,671,089	1,125,533
修繕費	6,144,731	6,918,442	-773,711
印刷製本費	2,924,354	2,895,485	28,869
光熱水料費	28,524,162	26,176,559	2,347,603
使用料及び賃借料	28,206,376	25,865,431	2,340,945
災害保険料	1,154,340	1,171,040	-16,700
保険料	1,005,360	941,187	64,173
諸謝金	58,149,942	35,402,939	22,747,003
租税公課	5,807,300	15,636,490	-9,829,190
支払負担金、補助金及び交付金	8,101,335	8,561,600	-460,265
支払利息	348,957	7,157	341,800
委託費	126,836,763	120,520,761	6,316,002
手数料	3,865,585	3,898,792	-33,207
食糧費	596,270	90,795	505,475
雑費	513,981	504,647	9,334

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	27,699,299	30,551,359	-2,852,060
役員報酬	483,000	476,000	7,000
給料手当	11,058,453	11,189,010	-130,557
退職給付費用	332,000	332,000	0
賞与引当金繰入額	483,000	451,000	32,000
福利厚生費	2,952,986	2,635,492	317,494
会議費	291,667	343,684	-52,017
旅費交通費	18,000	32,600	-14,600
通信運搬費	230,375	194,054	36,321
車両運搬具減価償却費	421,470	175,612	245,858
消耗品費	484,741	507,683	-22,942
修繕費	28,820	186,746	-157,926
印刷製本費	3,960	9,240	-5,280
光熱水料費	5,127,780	4,619,832	507,948
使用料及び賃借料	873,864	719,806	154,058
災害保険料	184,760	192,950	-8,190
保険料	99,990	99,990	0
租税公課	616,511	597,581	18,930
支払負担金、補助金及び交付金	323,500	323,500	0
委託費	2,529,100	6,669,885	-4,140,785
手数料	855,280	785,340	69,940
食糧費	42	9,354	-9,312
雑費	300,000	0	300,000
経常費用計	620,053,630	589,386,685	30,666,945
評価損益等調整前当期経常増減額	-29,017,220	-34,119,487	5,102,267
投資有価証券評価損益等	0	-12,000	12,000
投資有価証券評価損益等	0	-12,000	12,000
評価損益等計	0	-12,000	12,000
当期経常増減額	-29,017,220	-34,131,487	5,114,267
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	132,682	-132,682
車両運搬具売却益	0	132,682	-132,682
経常外収益計	0	132,682	-132,682
(2) 経常外費用			
固定資産除売却損	3	10	-7
車両運搬具除売却損	0	1	-1
什器備品除売却損	3	9	-6
経常外費用計	3	10	-7
当期経常外増減額	-3	132,672	-132,675
他会計からの繰入額	15,577	388,181	-372,604
他会計への繰出額	15,577	388,181	-372,604
税引前当期一般正味財産増減額	-29,017,223	-33,998,815	4,981,592
当期一般正味財産増減額	-29,017,223	-33,998,815	4,981,592
一般正味財産期首残高	44,290,706	78,289,521	-33,998,815
一般正味財産期末残高	15,273,483	44,290,706	-29,017,223
II 指定正味財産増減の部			
基本財産評価損益等	-8,530,800	-27,393,200	18,862,400
基本財産評価損益等	-8,530,800	-27,393,200	18,862,400
一般正味財産への振替額	20,000,000	0	20,000,000
一般正味財産への振替額	20,000,000	0	20,000,000
当期指定正味財産増減額	-28,530,800	-27,393,200	-1,137,600
指定正味財産期首残高	1,270,483,071	1,297,876,271	-27,393,200
指定正味財産期末残高	1,241,952,271	1,270,483,071	-28,530,800
III 正味財産期末残高	1,257,225,754	1,314,773,777	-57,548,023

正味財産増減計算書内訳表

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業	収益目的事業	法人管理	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	4,657,399	0	1,164,398	5,821,797
基本財産受取利息	4,657,399	0	1,164,398	5,821,797
特定資産運用益	104,861	0	316	105,177
特定資産受取利息	104,861	0	316	105,177
受取会費	9,612,000	0	0	9,612,000
受取会費	9,612,000	0	0	9,612,000
事業収益	70,853,042	2,001,035	0	72,854,077
入場料収益	19,664,880	0	0	19,664,880
出演料収益	30,555,295	0	0	30,555,295
参加料収益	1,311,900	0	0	1,311,900
協賛金収益	2,843,000	0	0	2,843,000
販売収益	655,380	1,135,826	0	1,791,206
その他の収益	0	865,209	0	865,209
派遣収益	15,822,587	0	0	15,822,587
受取補助金等	451,241,241	0	25,850,000	477,091,241
受取補助金	209,150,000	0	25,850,000	235,000,000
受取受託金	144,810,377	0	0	144,810,377
受取民間助成金	97,280,864	0	0	97,280,864
受取負担金	3,294,459	0	0	3,294,459
受取負担金	3,294,459	0	0	3,294,459
受取寄付金	17,072,000	0	4,000,000	21,072,000
受取寄付金	1,072,000	0	0	1,072,000
受取寄付金振替額	16,000,000	0	4,000,000	20,000,000
雑収益	1,172,914	0	12,745	1,185,659
雑収益	1,172,914	0	12,745	1,185,659
経常収益計	558,007,916	2,001,035	31,027,459	591,036,410
(2) 経常費用				
事業費	590,472,435	1,881,896	0	592,354,331
報酬	233,835,202	0	0	233,835,202
給料手当	29,226,795	0	0	29,226,795
賞与引当金繰入額	1,920,000	0	0	1,920,000
福利厚生費	5,206,094	0	0	5,206,094
旅費交通費	25,958,542	0	0	25,958,542
通信運搬費	7,110,785	2,790	0	7,113,575
車両運搬具減価償却費	2,190,820	0	0	2,190,820
構築物減価償却費	46,497	0	0	46,497
工具器具備品減価償却費	2,683,169	0	0	2,683,169
建物減価償却費	197,559	0	0	197,559
消耗品費	11,235,724	560,898	0	11,796,622
修繕費	6,144,731	0	0	6,144,731
印刷製本費	2,606,948	317,406	0	2,924,354
光熱水料費	28,524,162	0	0	28,524,162
使用料及び賃借料	28,170,376	36,000	0	28,206,376
災害保険料	1,154,340	0	0	1,154,340
保険料	1,005,360	0	0	1,005,360
諸謝金	58,149,942	0	0	58,149,942
租税公課	5,766,917	40,383	0	5,807,300
支払負担金、補助金及び交付金	8,095,335	6,000	0	8,101,335
支払利息	348,957	0	0	348,957
委託費	126,836,763	0	0	126,836,763
手数料	3,414,937	450,648	0	3,865,585
食糧費	596,270	0	0	596,270
雑費	46,210	467,771	0	513,981
管理費	4,000	0	27,695,299	27,699,299
役員報酬	0	0	483,000	483,000
給料手当	0	0	11,058,453	11,058,453

正味財産増減計算書内訳表

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業	収益目的事業	法人管理	合 計
退職給付費用	0	0	332,000	332,000
賞与引当金繰入額	0	0	483,000	483,000
福利厚生費	0	0	2,952,986	2,952,986
会議費	0	0	291,667	291,667
旅費交通費	0	0	18,000	18,000
通信運搬費	0	0	230,375	230,375
車両運搬具減価償却費	0	0	421,470	421,470
消耗品費	4,000	0	480,741	484,741
修繕費	0	0	28,820	28,820
印刷製本費	0	0	3,960	3,960
光熱水料費	0	0	5,127,780	5,127,780
使用料及び賃借料	0	0	873,864	873,864
災害保険料	0	0	184,760	184,760
保険料	0	0	99,990	99,990
租税公課	0	0	616,511	616,511
支払負担金、補助金及び交付金	0	0	323,500	323,500
委託費	0	0	2,529,100	2,529,100
手数料	0	0	855,280	855,280
食糧費	0	0	42	42
雑費	0	0	300,000	300,000
経常費用計	590,476,435	1,881,896	27,695,299	620,053,630
評価損益等調整前当期経常増減額	-32,468,519	119,139	3,332,160	-29,017,220
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	-32,468,519	119,139	3,332,160	-29,017,220
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
固定資産除売却損	3	0	0	3
什器備品除売却損	3	0	0	3
経常外費用計	3	0	0	3
当期経常外増減額	-3	0	0	-3
他会計振替前当期一般正味財産増減額	-32,468,522	119,139	3,332,160	-29,017,223
他会計振替額	15,577	-15,577	0	0
他会計からの繰入額	15,577	0	0	15,577
他会計への繰出額	0	15,577	0	15,577
税引前当期一般正味財産増減額	-32,452,945	103,562	3,332,160	-29,017,223
当期一般正味財産増減額	-32,452,945	103,562	3,332,160	-29,017,223
一般正味財産期首残高	26,758,363	6,887,252	10,645,091	44,290,706
一般正味財産期末残高	-5,694,582	6,990,814	13,977,251	15,273,483
II 指定正味財産増減の部				
基本財産評価損益等	-6,824,640	0	-1,706,160	-8,530,800
基本財産評価損益等	-6,824,640	0	-1,706,160	-8,530,800
一般正味財産への振替額	16,000,000	0	4,000,000	20,000,000
一般正味財産への振替額	16,000,000	0	4,000,000	20,000,000
当期指定正味財産増減額	-22,824,640	0	-5,706,160	-28,530,800
指定正味財産期首残高	1,016,386,459	0	254,096,612	1,270,483,071
指定正味財産期末残高	993,561,819	0	248,390,452	1,241,952,271
III 正味財産期末残高	987,867,237	6,990,814	262,367,703	1,257,225,754

財産目録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	普通預金	(普通預金小計) 静岡銀行呉服町支店 スルガ銀行静岡県庁支店 清水銀行本店営業部 静岡中央銀行静岡支店 しずおか焼津信用金庫本店 静岡信用金庫本店営業部 静岡県信用農業協同組合連合会本店 ゆうちょ銀行	運転資金として保有 運転資金として保有	30,262,291
				23,266,422
				3,922,761
				325,017
				2,022
				441,056
				2,097,117
				197,293
10,603				
未収金		入場料、派遣収入、補助金等	51,172,110	
前払金		労災保険料、役員賠償責任保険料	567,123	
仮払金		翌年度事業の必要経費等	200,000	
棚卸資産		書籍、Tシャツ・バッグ	4,692,716	
流動資産合計				86,894,240
(固定資産) 基本財産	投資有価証券	(投資有価証券小計) 国債 都道府県債	公益・管理目的保有財産 (運用益は公益事業・管理事業の財源に)	1,210,052,400
				322,912,400
	定期預金	(定期預金小計) 静岡銀行呉服町支店	公益・管理目的保有財産 (運用益は公益事業・管理事業の財源に)	887,140,000
				11,899,871
	基本財産合計			11,899,871
特定資産	中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産	定期預金(静岡銀行呉服町支店)	中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産として管理	10,000,000
		定期預金(スルガ銀行静岡県庁支店)	同 上	10,000,000
		退職給付引当資産	退職金支払に備えたもの	4,736,000
		賞与引当資産	賞与支払に備えたもの	2,403,000
		特定資産合計		27,139,000
その他固定資産	建物	静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的事業用財産	509,707
	車両運搬具	静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的及び管理事業用財産	1,198,153
	構築物	静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的事業用財産	1,794,682
	機械装置	静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的事業用財産	2
	工具器具備品	静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的及び収益・管理事業用財産	19,526,203
	電話加入権		公益目的事業用財産	1,201,200
	その他固定資産合計		24,229,947	
	固定資産合計			
資産合計				1,360,215,458
(流動負債)	未払金	(未払金計) 管理費 総合振込用 舞台芸術の創造と公演 舞台芸術に関する人材の育成 舞台芸術に関する活動の支援 施設管理運営事業 SHIZUOKAせかい演劇祭2026準備事業 演劇ミュージアム 子どもが文化と出会う機会創出事業 運営費 カフェ・物販	管理事業未払金	43,747,884
			同上	855,093
			同上	814
			公益事業未払金	28,008,261
			同上	2,782,670
			同上	2,638,745
			同上	7,265,006
			同上	554,596
			同上	2,060
			道場	3,720
			同上	1,636,652
			収益事業未払金	267
	前受金	(前受金計) 令和8年度「SPACの会」会費 令和8年度チケット代	公益目的事業前受金 公益目的事業前受金	3,621,800 3,612,000 9,800
	預り金	(預り金計) 所得税 住民税	所得税の預り金 住民税の預り金	2,413,778 2,349,878 63,900
	賞与引当金	スルガ銀行静岡県庁支店	賞与支払に備えたもの	2,403,000
仮受金	あしながおじさんプロジェクト、チケット手数料	あしながおじさんプロジェクト仮受け金等	67,242	
短期借入金	静岡銀行呉服町支店	年度末の支払に備えるための借入れ	46,000,000	
流動負債合計				98,253,704
(固定負債)	退職給付引当金		退職金支払に備えたもの	4,736,000
固定負債合計				4,736,000
負債合計				102,989,704
正味財産				1,257,225,754

令和8年度事業計画

I 基本方針

俳優、専門技術スタッフを擁する本格的な文化事業財団として、舞台芸術の創造と公演活動を行うとともに、優れた舞台芸術の紹介や舞台芸術家の育成を図り、もって国内外への積極的な情報発信に努め、静岡県の香り高い文化の創出に寄与する。

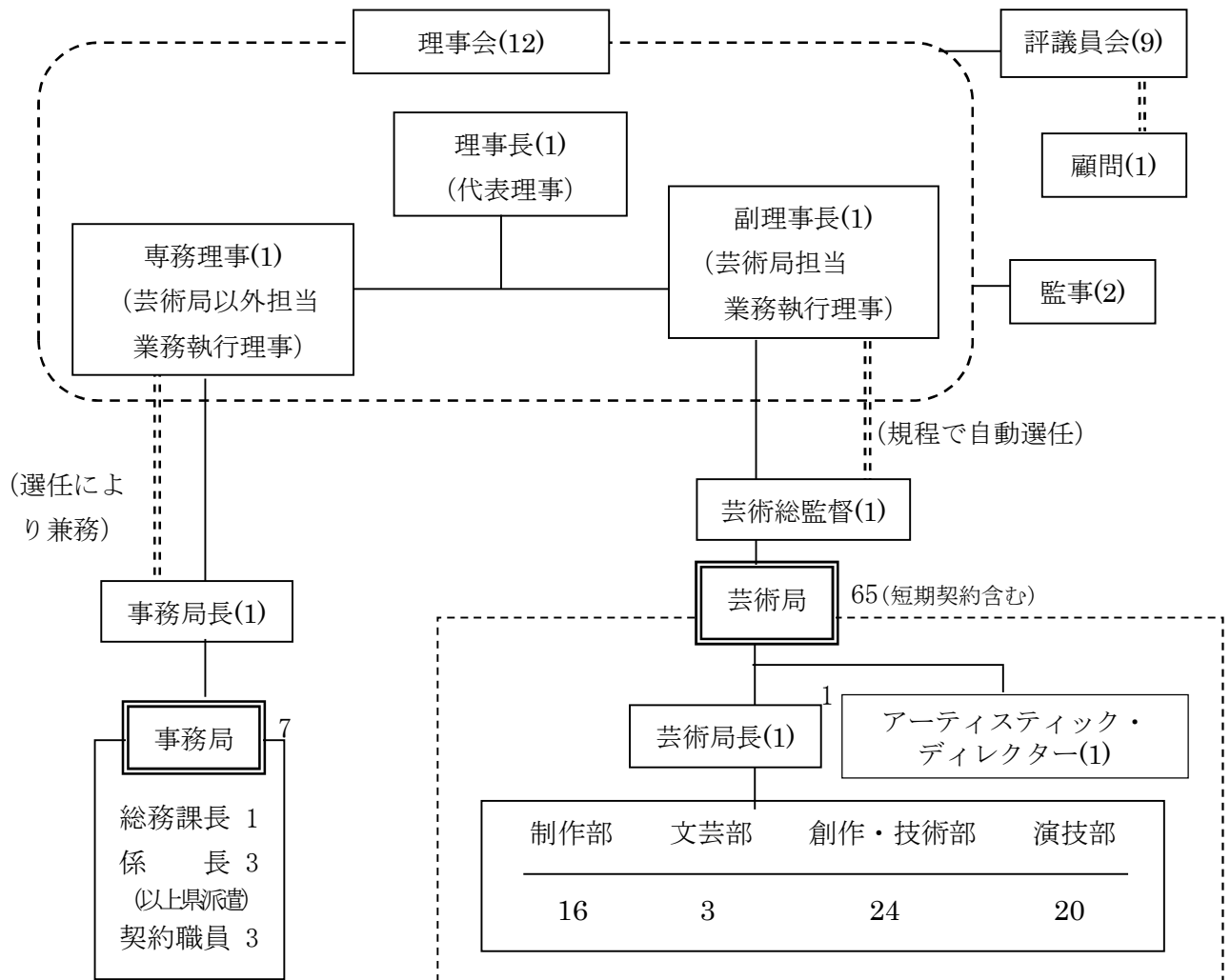
II 財団の運営

1 理事会・評議員会の開催

財団の基本方針、事業計画、予算などを議決するために、理事会、評議員会を開催し適切な運営に努める。

2 組織体制

令和8年度の事務局及び芸術局の組織は、下図のとおりとする。(記載人数はR8.3.1現在)



【アーティスティック・ディレクターの設置】

- ・芸術局内の組織、分掌は、副理事長が定める。(定款43条4項)
- ・「アーティスティック・ディレクター」は、副理事長が芸術局内に設置し、属人的に任免する。
- ・「アーティスティック・ディレクター」の分掌は、副理事長が「芸術局の行う事業の企画立案に関して原案を作成する専門家」として定める。その原案は、さらに芸術総監督の権限で調整・決定し、副理事長により業務執行される。

3 財産の運用

財団の基本財産、積立資金及び運用財産については、資産運用規程に基づき、国債、公債又は定期預金等の元本返還が確実な方法で運用に努める。

4 事業計画

【公益事業】

舞台芸術の創造と公演活動や、優れた舞台芸術の紹介、舞台芸術に関する人材の育成、舞台芸術活動の支援を行うことで、芸術文化の振興を図り、静岡県を『演劇の都』とすることで、世界各国の文化との交流の促進や、優れた特徴ある静岡県の情報を国内外に発信する事業を実施する。

(1) 舞台芸術の創造と公演

ア 舞台芸術作品の創造と公演

(ア) SHIZUOKA せかい演劇祭 2026

静岡から世界に向けて情報発信する国際的な舞台芸術の祭典

時 期	内 容	会 場
4月25日(土)～ 5月6日(水・休)	『うなぎの回遊 Eel Migration』(SPAC) 『Qui som?—わたしたちは誰?』(招聘) 『マライの虎—ハリマオ』(招聘) 『マジック・メイド』(招聘) 『さあ環境に抵抗しよう、死に抵抗しよう。 そうさ生に抵抗するのさ、』(WIP) (SPAC) 「BIOTOPE (ビオトープ)」※後掲	静岡芸術劇場 舞台芸術公園

(イ) SHIZUOKA 野外芸術フェスタ 2026 における公演

駿府城公園などで魅力を発信し、国内外からの誘客・交流人口のさらなる拡大や賑わいの創出を図る。

時 期	内 容	会 場
5月2日(土)～ 6日(水・休)	『王女メディア』の公演	駿府城公園 紅葉山庭園前広場
5月3日(日・祝) ～5日(火・祝)	『ストレンジシード静岡』の 開催	駿府城公園各所 静岡市役所前ほか

(ウ) 秋のシーズン公演

10月から3月にかけて、『伊豆の踊子』、『ニホンジン』、『星の王子さま』の3演目を上演する。

(エ) 出張公演

時 期	内 容	会 場
8 月	『ちかくにあるとおく ～鏡の国のアリスより～』	グランシップ（静岡市）
1 月～ 2 月	『ニホンジン』	沼津市民文化センター（沼津市） 浜北文化センター（浜松市）

(オ) 県内公演（芸術劇場）

時 期	内 容	概 要
6 月	『ハムレット』	中高生鑑賞事業及び一般公演
7 月	『ミヤギ能 オセロー ～夢幻の愛～』	「TECH BEAT Shizuoka 2026」における 公演

(カ) 「BIOTOPE（ビオトープ）」

2026 年から 3 年間にわたって実施される国際交流基金との共催事業。舞台芸術公園をひとつの実験場とし、日本と東南アジアの劇作家が交流しながら創作に取り組む。参加する劇作家たちは、静岡を拠点にしながら、フィリピン・インドネシアへ共に旅をし、各国のフェスティバルに参加する。また、参加者の関心に合わせて行く先々の街のリサーチも行う。ここで生み出された作品は、2028 年の「SHIZUOKA せかい演劇祭」にて、リーディングとして上演される。

(キ) 海外公演

時 期	内 容	会 場
6 月	『ミヤギ能 オセロー ～夢幻の愛～』	ヴェネチア・ビエンナーレ（イタリア）
7 月		居昌国際演劇祭（韓国）
3 月	『うなぎの回遊 ～ Eel Migration～』	フランス国立演劇センター ジュヌヴィ リエ、ストラスブール国立劇場 （フランス）

(ク) SHIZUOKA せかい演劇祭 2027 開催準備

令和 9 年度に開催する「SHIZUOKA せかい演劇祭 2027」の内容検討や広報等の準備を行う。

イ その他の取組

(ア) 「おはなし劇場」

子育て世代の親子を対象とし、絵本の読み聞かせとは違い、俳優の声と音楽でつくる物語の世界を創作し、親子に演劇について理解を深めてもらう。

(イ)「出張劇場・出張朗読公演」

自治体・団体等が主催する各種イベントにおいて、SPACならではのパフォーマンスを実施する。

(ウ) インクルーシブシアター「てあとるてをとる」

乳幼児と保護者や、障がい者とその補助者などを対象としたバリアフリーなインクルーシブシアターを創作、上演する。『ちかくにあるとおく』をグランシップ交流ホールで上演するほか、特別支援学校等でアウトリーチ活動を実施する。

(2) 舞台芸術に関する人材育成

ア 「中高生舞台芸術鑑賞事業」

県内の中学生及び高校生に、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、静岡芸術劇場に加えて、東部、西部地区にSPACのサテライト会場と位置付ける拠点を設け、取組をより充実強化していく。

時 期	演 目	公演数	会 場
6月～7月	『ハムレット』	5回※	静岡芸術劇場
10月～3月	『伊豆の踊子』 『ニホンジン』 『星の王子さま』	39回※	静岡芸術劇場 浜松市浜北文化センター(西部拠点) 沼津市民文化センター(東部拠点)

※公演数は2月16日現在の概数

イ 「演劇アカデミー」

少数精鋭の高校生たちがSPACの俳優・スタッフ等による指導の下で演劇を学ぶ高校生を対象とした1年制の演劇塾(23歳までのオーバーエイジ枠あり)。演技の基礎に加えて、上演に向けての稽古や、教養・英語・ライティングの学習等により、思考力・対話力を養う。

時 期	内 容	会 場
5月～3月	実技、ミュージカル映画で学ぶ英語、 ライティング 等	舞台芸術公園 橿円堂 ほか

ウ 「シアタースクール」

県内の中学1年生から高校3年生の子どもとその保護者を対象に、講義や実技、鑑賞を通じて演劇の魅力をより深く体験してもらうプログラムを実施する。

また、最終日には、静岡芸術劇場でその成果を発表する。

時 期	募集人員	対 象 者	内 容
8月	30人程度	中学1年生から高校3年生とその保護者	演劇の基本学習、稽古、作品制作、発表

エ 「スパカンファン-プラス・プロジェクト」

新しい舞台を創造するため、フランスの振付家メルラン・ニヤカム氏を迎え、国際的共同制作プロジェクトを実施する。具体的には、静岡県の中高生と 55 歳以上のダンサーたちとが出会う事業として、ワークショップを行う。

オ 「すばっくこども大会」

生き生きとした個性を持った子供たちを育て応援するため、歌唱、舞踏、演奏、その他様々な芸をもった子供たちに、その才能を発揮する場を提供する。また、SPACの俳優がアドバイスすることで舞台の魅力をより感じる機会をつくる。

時 期	対象者	ジャンル	会 場
3 月	県内の小学生	バレエ・ダンス、楽器演奏、歌、体操、大道芸、朗読等	静岡芸術劇場

カ 「すばっくおやこ小学校」

俳優等が教師役となり、小学生とその親が“同級生”として授業に参加し、同じ目線に立って共に学ぶプログラムを、長泉にて実施する。

キ 「えんげき教室」

小中学校や放課後児童クラブ等において、SPACの俳優やスタッフが、培ってきた経験や技術をもとにワークショップを実施する。

ク 「ダンスの種プロジェクト」

SPACの俳優やスタッフを講師として学校へ派遣し、中学校の必須科目であるダンス教育の発展を目指し、身体と音楽で遊び、作品を創作するダンス教育の指導を支援する。

ケ 「子どもが文化と出会う機会創出事業」

静岡県の委託を受けて、県内の高校等で演劇・ダンスのワークショップを行う学校訪問プログラムや、中学生、高校生に向けた県内出張公演を実施する。

コ 教育研修等の海外交流

演劇アカデミーと海外の教育機関等との交流を積極的に行う。2026 年度はソウル演劇協会との連携による日韓演劇交流及びフランス・ルーアンのコンセルヴァトワールとの交流を予定している。

サ 「ストリートシアター グローバル人材育成プロジェクト”STRANGE Lab.”」

2024 年度から実施している人材育成プロジェクトの 3 年目となり、これまで実施した、連続講座「ストリートシアターってなんだ？」やストレンジシード静岡 2025 での上演、海外視察等を踏まえ、2026 年度は、海外へ発信できる「ストリートシアター」の創作・上演や海外における国際共同制作・上演を実施する。

(3) 舞台芸術に関する活動の支援

ア 「SPAC県民月間」

県内を中心に演劇やダンス、音楽等の舞台芸術活動を行っている団体の中から“SPAC県民劇団”を募集し、同団体が行う創造・上演活動を支援する。

時 期	内 容	公演数	会 場
8月・2月	県内の団体による演劇・ダンス公演 上演にあたり、SPACの照明・音響・ 制作の面で協力する。	未定	舞台芸術公園

イ 人材派遣と技術支援

教育施設や公共ホール、団体などへの俳優やスタッフ等の講師派遣や、他団体からの研修者の受け入れ、支援事業など、他団体等が行う研修や演劇活動などの支援を行う。

ウ 「ミニミュージアムてあとろん」

舞台芸術公園の魅力向上と舞台芸術への理解醸成を図るため、舞台芸術の歴史やSPACの歩み等を掲示するミニミュージアムを運営する。

エ 舞台芸術に関する研究

現代社会における舞台芸術の役割を多角的に検証するため、「SHIZUOKA せかい演劇祭」や「秋のシーズン」の演目、「舞台芸術」等をテーマにして、専門家による対談やインタビュー、論考等をテキストやSNS等を用いて幅広く発信する。

(4) 静岡県舞台芸術公園の管理（県からの指定管理業務）

県から指定管理者の指定を受け舞台芸術公園の維持管理業務を実施する。

指定管理業務の内容		
施設内整備	電機設備保守点検	舞台音響設備保守点検
施設内清掃	給水設備保守点検	舞台機構設備保守点検
空調設備保守点検	污水处理施設保守点検	植栽等園地管理
消防設備保守点検	舞台照明設備保守点検	公園内施設の各種修繕

(5) 賛助会員及びSPACの会の募集

観客とSPACとの交流を深めるため、会員の増加に向けて、積極的に法人等への営業活動を行う。

【収益事業】

(1) 「カフェ・物販事業」

舞台芸術への理解や知識を深めるとともに、SPACの活動に親しみを持つことを目的に、書籍、Tシャツ等の作成・販売やカフェの営業等を行う。

(2) 「静岡県舞台芸術公園飲料自動販売機設置運用事業」

静岡県舞台芸術公園の利用者サービスの向上と当法人の収入増を図るため、静岡県舞台芸術公園に飲料自動販売機を設置し運用する。

※収益事業の利益は、公益事業の財源とする。

収支予算書(当初予算)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,808	5,808	0
基本財産受取利息	5,808	5,808	0
基本財産売却益	0	0	0
特定資産運用益	30	0	30
特定資産受取利息	30	0	30
受取会費	9,400	9,300	100
受取会費	9,400	9,300	100
事業収益	44,102	64,259	△ 20,157
入場料収益	14,232	26,088	△ 11,856
出演料収益	16,770	25,471	△ 8,701
参加料収益	1,200	1,700	△ 500
協賛金収益	2,000	0	2,000
販売収益	700	500	200
その他の収益	900	2,500	△ 1,600
派遣収益	8,300	8,000	300
受取補助金等	506,321	494,935	11,386
受取補助金	239,000	235,000	4,000
受取国庫補助金	0	74,500	△ 74,500
受取受託金	104,085	167,435	△ 63,350
受取民間助成金	163,236	18,000	145,236
受取負担金	10,836	10,000	836
受取負担金	10,836	10,000	836
受取寄付金	21,300	20,300	1,000
受取寄付金	1,300	300	1,000
受取寄付金振替額	20,000	20,000	0
(基本財産取崩振替額)			
雑収益	1,500	1,000	500
雑収益	1,500	1,000	500
経常収益計	599,297	605,602	△ 6,305

収支予算書(当初予算)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
(2)経常費用			
事業費	568,297	573,602	△ 5,305
報酬	222,687	238,427	△ 15,740
給料手当	31,240	30,500	740
退職給付費用	0	0	0
賞与引当金	2,403	1,768	635
福利厚生費	5,440	5,158	282
旅費交通費	29,755	25,311	4,444
通信運搬費	5,150	6,500	△ 1,350
減価償却費	3,409	2,645	764
消耗品費	15,344	13,540	1,804
修繕費	8,500	12,163	△ 3,663
印刷製本費	2,493	5,186	△ 2,693
光熱水料費	28,045	25,823	2,222
使用料及び賃借料	33,900	30,221	3,679
保険料	1,387	1,531	△ 144
災害保険料	1,160	547	613
諸謝金	39,971	30,313	9,658
租税公課	6,525	4,969	1,556
支払負担金・補助金・交付金	8,220	11,500	△ 3,280
支払利息	350	500	△ 150
委託費	117,018	121,500	△ 4,482
雑費	500	500	0
食料費	800	1,000	△ 200
手数料	4,000	4,000	0

収支予算書(当初予算)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
管理費	31,000	32,000	△ 1,000
報酬	0	0	0
役員報酬	500	500	0
会議費	300	300	0
給料手当	13,555	12,928	627
退職給付費用	332	332	0
賞与引当金	450	400	50
福利厚生費	3,000	3,024	△ 24
旅費交通費	200	246	△ 46
通信運搬費	200	200	0
減価償却費	175	0	175
消耗品費	600	441	159
修繕費	100	50	50
印刷製本費	10	5	5
光熱水料費	4,800	6,471	△ 1,671
使用料及び賃借料	720	1,654	△ 934
保険料	100	100	0
災害保険料	200	204	△ 4
諸謝金	20	22	△ 2
租税公課	600	600	0
支払負担金・補助金・交付金	323	145	178
支払利息	0	0	0
委託費	4,000	4,000	0
雑費	16	16	0
食料費	9	9	0
手数料	790	353	437
経常費用計	599,297	605,602	△ 6,305
当期経常増減額	0	0	0

収支予算書(当初予算)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
(特定費用準備資金取崩計画額)	0	0	0
(特定費用準備資金繰越予定額)	0	0	0
一般正味財産期首残高	9,259	9,259	0
一般正味財産期末残高	9,259	9,259	0
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	20,000	20,000	0
当期指定正味財産増減額	△ 20,000	△ 20,000	0
指定正味財産期首残高	1,229,483	1,249,483	△ 20,000
指定正味財産期末残高	1,209,483	1,229,483	△ 20,000
III 正味財産期末残高	1,218,742	1,238,742	△ 20,000

(注記事項)

1 借入金限度額 200,000千円 200,000千円